

特定建築物排出量削減計画書

（宛先）京都府知事	平成26年3月25日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻70	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京都府精華町長 木村 要

工 事 の 種 別		<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築			
工事着工予定年月日		平成26年 7月 1日			
工事完了予定年月日		平成28年 9月 30日			
特定建築物 の概要	名 称	精華町消防庁舎			
	所 在 地	京都府相楽郡精華町北稲八間寄田長31			
	構 造	鉄筋コンクリート造/鉄骨造	階 数	地上2階 地下 階	
	敷地面積	5,337.06平方メートル	高 さ	12.15メートル	
	建築面積	1,485.74平方メートル	床面積の合計 (増築部分の床面積)	2,932.67平方メートル (2,459.45平方メートル)	
	用途別の床面積	住 宅	平方メートル		
		ホ テ ル 等			
		病 院 等			
		物品販売業を営む店舗等			
		事 務 所 等	2,459.45平方メートル		
学 校 等					
飲 食 店 等					
集 会 所 等					
工 場 等					
特定建築物の環境の保全についての配慮に係る性能に関する評価結果		BEE=   B 74			

府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量	① 第11条の2第1号ア該当木材等 0.72 立方メートル ② 第11条の2第1号イ該当木材等 立方メートル ③ 第11条の2第2号該当木材等 立方メートル ④ 第11条の2第3号該当木材等 立方メートル 府内産木材等の使用量の合計量 0.72 立方メートル (①+②+③+④)
	使用する用途	家具(天板)
	府内産木材等の使用基準量	0.52 立方メートル
	当該建築物における木材の使用量の合計量	0.72 立方メートル
	木材が使用可能な居室の合計面積	617.30 平方メートル
再生可能エネルギーを利用するための設備の導入	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量
	①太陽光	102,599 メガジュール
	②風力	メガジュール
	③水力	メガジュール
	④地熱	メガジュール
	⑤太陽熱	メガジュール
	⑥バイオマス	メガジュール
	⑦その他( )	メガジュール
再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	102,599 メガジュール	
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施する措置		概 要
<input checked="" type="checkbox"/> 外壁、屋根又は床の断熱	外気に接する部分を断熱材で囲う	
<input checked="" type="checkbox"/> 窓の断熱又は日射の遮蔽	ブラインド及び庇の設置	
<input checked="" type="checkbox"/> エネルギー消費効率の高い設備の導入	LED照明の採用	
<input checked="" type="checkbox"/> 環境への負荷が少ない材料の利用	ノンフロンの断熱材を使用	
<input checked="" type="checkbox"/> 節水型設備の設置	節水型便器の採用	
<input type="checkbox"/> 雨水、雑排水等の利用		
<input checked="" type="checkbox"/> 耐用年数が高い材料及び設備の利用	耐用年数が高い内装仕上げ、空調・給排水配管の採用	
<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の維持管理の容易性に対する配慮	防汚性の高い内装材の採用、SK設置	
<input type="checkbox"/> 緑化の実施		
<input type="checkbox"/> その他		

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 この計画書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。

(1) 再生可能エネルギーを利用するために導入しようとする設備の内容

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置の内容

3 「府内産木材等の使用基準量」には、第22条第3項の規定により算出した数値を記入の上、その算出の根拠となる資料を添付してください。